

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループでは、経営の透明性並びに経営の効率化の確保に努め、業績及び企業価値の向上を目指しております。
また、企業として求められる社会的責任を遂行するため、コンプライアンス体制の充実に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 昭和電線ホールディングス他口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,000,000	9.25
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスト ストック ファンド (プリンシパル オールセクター サポートフォリオ)	991,800	9.18
西村 元秀	778,841	7.21
西村 陽子	529,189	4.89
泉州電業株式会社	422,926	3.91
西村 和彦	346,078	3.20
ザ バンク オブ ニューヨーク ノントリーティー ジャスデック アカUNT	313,800	2.90
泉州電業従業員持株会	309,420	2.86
西村 正雄	262,917	2.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	261,200	2.41

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

1. 株式会社みずほ銀行から、平成23年3月7日付で株式会社みずほ銀行他2社を共同保有者とする大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
【氏名又は名称／保有株券等の数／株券等保有割合】
株式会社みずほ銀行他2社／505,600株／4.68%

2. エフエムアール エルエルシーから、平成25年4月3日付で大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
【氏名又は名称／保有株券等の数／株券等保有割合】
エフエムアール エルエルシー／1,080,000株／10.00%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	10 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宗岡 徹	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宗岡 徹	○	該当事項はございません。	宗岡 徹氏の公認会計士及び大学教授としての豊富な経験や幅広い見識を活かし、経営に対する重要な意思決定及び業務執行の監督に寄与して頂けるものと判断して社外取締役に選任しております。また、同氏個人と当社の間に特別の利害関係はないため、同氏を一般株主との利益相反を生じる恐れのない独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

毎期期初に監査役は、会計監査人、内部監査室長と監査計画等の資料提供、意見交換を実施している。

また、監査役は会計監査人より監査状況の中間報告を受け、会計監査等の結果についても会計監査人と意見交換を行っている。

監査役は事業所往査結果についても会計監査人へ随時資料提供し、また会計監査人より監査計画書及び監査結果等についてマネージメントレターにて報告を受けている。

監査役と内部監査部門の連携状況

毎期期初に監査役は、会計監査人、内部監査室長と監査計画等の資料提供、意見交換を実施している。

また、監査役は内部監査室長より内部監査部門の各事業所等の監査結果について説明を受け、その他監査関係の資料提供、意見交換も実施し、情報の共有化を図っている。

社外監査役の選任状況	選任している
------------	--------

社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丸岡 芳隆	他の会社の出身者										△			
山田 康雄	他の会社の出身者										△			
森 真一	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丸岡 芳隆	○	丸岡 芳隆氏は株式会社りそな銀行の出身であり、当社は同社と預金取引を行っておりますが、同行は複数ある取引銀行の一行であります。また同氏はりそな総合研究所株式会社の出身であり、当社は同社の法人会員であります。その取引金額は僅少(販売費及び一般管理費の0.01%未満)であります。	丸岡 芳隆氏のこれまで培ってきた金融及び財務に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般の監視と有効な助言を頂けるものと判断して社外監査役に選任しております。また、同氏個人と当社の間に特別の利害関係はないため、同氏を一般株主との利益相反を生じる恐れのない独立役員として指定しております。
山田 康雄	○	山田 康雄氏はジェイアンドエス保険サービス株式会社の出身であり、当社は同社と保険取引を行っておりますが、その取引金額は僅少(販売費及び一般管理費の0.01%未満)であります。	山田 康雄氏のこれまで培ってきた金融及び財務に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般の監視と有効な助言を頂けるものと判断して社外監査役に選任しております。また、同氏個人と当社の間に特別の利害関係はないため、同氏を一般株主との利益相反を生じる恐れのない独立役員として指定しております。
森 真一	○	森 真一氏は株式会社キーエンスの出身であり、当社は同社と取引関係にありますが、その取引金額は僅少(売上高及び仕入高ともに0.01%未満)であります。	森 真一氏のこれまで培ってきた金融及び財務に関する豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般の監視と有効な助言を頂けるものと判断して社外監査役に選任しております。また、同氏は当社の株式を100株所有しておりますが、それ以外に同氏個人と当社の間に特別の利害関係はないため、同氏を一般株主との利益相反を生じる恐れのない独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	更新	4名
---------	----	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在は実施していないが、今後取締役にストックオプション等業績連動型報酬を適用し、取締役と株主の利害を一致させ、経営監視のインセンティブを付与していくことを検討する。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	
取締役の年間報酬総額 268百万円（うち社外取締役の年間報酬総額 1百万円）	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	
当社の役員報酬につきましては、平成27年1月29日開催の第65期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額350百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）、平成19年1月30日開催の第57期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額30百万円以内と決議されております。 この決議に従い、取締役報酬につきましては取締役会で、監査役報酬につきましては監査役会で協議により決定しております。	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役が職務を執行するにあたり、総務部が必要に応じてサポートし、職務が円滑に遂行できる体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社の取締役会は、取締役12名（内、社外取締役1名）で構成され、毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況を監督しております。

会社業務執行に関する重要事項の審議・決定及び取締役会の事前審査機関として、役付取締役全員で構成される常務会を毎月1回開催しております。

また、経営の意思決定機関及び業務執行の監督と業務執行機関を明確に分離するため、執行役員制度を導入しております。

さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、監査役会を設置しており、監査役3名全員を社外監査役とし、内部監査部門及び会計監査人と連携して適法且つ適正な経営が行われるよう監視する体制を採っております。

当社の内部監査組織は、社長直轄の組織である内部監査室（1名）を常設し、内部監査規程に基づき業務遂行の有効性及び効率性の観点から会計監査、業務監査、内部統制監査等の内部監査を実施しております。また、監査役及び会計監査人との意見交換等を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性を高めております。

当社の監査役監査は、社外監査役3名のもと、監査役会規則及び監査役監査規程に基づき取締役会及び常務会その他の重要な会議への出席並びに業務監査等により、取締役の業務執行を監視して、経営の透明性及び客観性の確保に努めております。また、代表取締役との定期的な会合を持ち、情報交換や業務執行状況を報告・検討するなど代表取締役との相互認識を深めるとともに、内部監査室及び会計監査人との情報交換、意見交換等を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性を高めております。

会計監査人には、太陽有限責任監査法人を選任し、会計監査を受けております。業務執行社員は、柳 承煥氏、宮内 威氏の2名であり、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士3名、その他5名であります。また、監査役及び内部監査室と会計監査人とは必要に応じて相互に情報交換、意見交換等を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性を高めております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役は法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役3名全員を独立役員として選任しており、経営監視機能の客観性及び中立性を保持しつつ、内部監査部門及び会計監査人と連携して適法且つ適正な経営が行われるよう監視する現状の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成28年の定時株主総会に係る招集通知は、同年1月8日付で発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成28年の定時株主総会を、同年1月28日に開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間数回程度、個人投資家向け会社説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期・通期決算発表後にアナリスト向けに決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページへの掲載資料は、決算短信、その他適時開示資料、事業報告書、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当役員:専務取締役兼執行役員管理本部長 宮石 忍 IR担当部署:総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「泉州電業グループ行動規範」に株主、取引先、地域社会等における関係者との間で健全で良好な関係を築くことを定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成16年7月にISO14001の認証を全社で取得し、環境保全活動に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備いたします。

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1-1 当社及び子会社は、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるため「泉州電業グループ行動規範」を制定する。
 - 1-2 当社及び子会社は、「コンプライアンス規程」に従いコンプライアンスの徹底を図り、「コンプライアンス委員会」においてコンプライアンス推進体制を構築する。
 - 1-3 当社及び子会社のコンプライアンスの状況は、内部監査室が「コンプライアンス委員会」と連携のうえ監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
 - 1-4 法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として、「企業倫理ヘルプライン規程」に基づきホットライン（内部通報制度）を設置・運営する。
 - 1-5 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨む。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」に従い文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存するとともに、取締役及び監査役は、「文書管理規程」に基づき、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 3-1 当社及び子会社は、「リスク管理規程」「危機管理規程」に基づき、当社及び子会社のリスク管理を明確化し、「リスク管理委員会」においてリスク管理推進体制を構築する。
 - 3-2 当社及び子会社のリスク管理の状況は、内部監査室が監査し、その結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 4-1 当社の取締役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項の決定及び業務執行状況を監督している。
 - 4-2 会社業務執行に関する重要事項の審議・決定及び取締役会の事前審査機関として、役付取締役全員で構成される常務会を毎月1回開催している。
 - 4-3 経営の意思決定機関及び業務執行の監督と業務執行機関を明確に分離するため、執行役員制度を導入している。
 - 4-4 当社及び子会社は、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、事業年度毎の予算を策定して、その目標達成に向けた具体的計画を立案・実行する。
5. 財務報告の適正性を確保するための体制
金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保するため、当社及び子会社における財務報告に係る内部統制の基本方針を制定し、同方針に従って内部統制に必要な体制を整備・運用し、維持する。
6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 6-1 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社に定期的な経営情報の報告を求め、効率的な経営に必要な支援・指導を通して、当社及び子会社全体の経営効率の向上を図る。
 - 6-2 当社取締役は子会社取締役を兼務することで、当社及び子会社の内部統制の確立に努める。
 - 6-3 当社監査役及び内部監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、当社及び子会社の業務の適正を確保する体制を構築する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 7-1 監査役会は、「監査役会規則」「監査役監査規程」に従い、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制を整備するように取締役に対して要請する。
 - 7-2 当該使用人は監査役の指揮命令のもと職務を遂行する。
 - 7-3 当該使用人の人事異動・人事評価については、監査役の同意を必要とする。
8. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 8-1 監査役は、取締役会及び常務会その他の重要な会議へ出席し重要な報告を受ける。
 - 8-2 当社及び子会社の取締役または使用人は、監査役に対して、法令で定められた事項に加え、当社及び子会社の業務または業績に重大な影響を及ぼす事項等は、速やかに監査役に報告する。
 - 8-3 当社は、監査役へ報告した当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
9. 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
10. その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 10-1 監査役は代表取締役との間で定期的な会合を持ち、情報交換や業務執行状況を報告・検討するなど代表取締役との相互認識を深めた体制を構築する。
 - 10-2 監査役会は、内部監査室及び会計監査人との情報交換、意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率を高めた体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「泉州電業グループ行動規範」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を遮断するとの基本方針を定めております。

対応統括部署は総務部とし、「大阪府企業防衛連合協議会」等に加盟するなど情報収集に努めるほか、必要に応じて所轄警察署及び顧問弁護士と連携する体制を整えております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

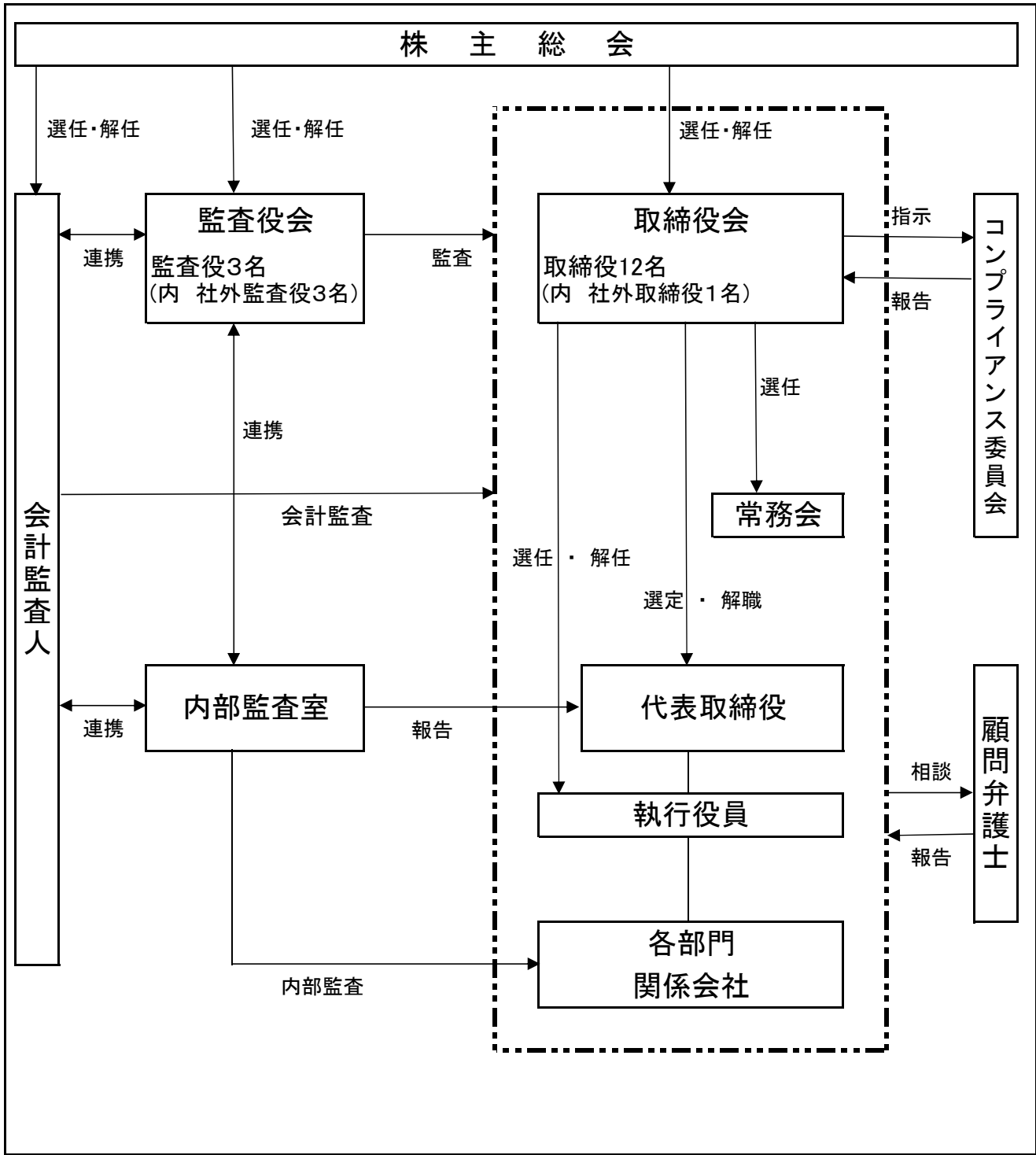
適時開示体制の概要

当社は、会社情報を適時適切に開示するために、次のとおり会社情報を適時開示しております。

情報取扱責任者(管理本部長)の管理、監督のもと、証券取引所の定める適時開示に関する諸規則等に基づき、開示を要する事項は情報取扱責任者に集約される体制を構築しております。

適時開示に係る社内体制は別紙に記載のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス体制(模式図)



適時開示体制の概要(模式図)
〈会社情報の適時開示に係る流れ〉

